

2021年度 東海社会人サッカーリーグ運営要項

1. 当リーグは、1部8チーム、2部9チームによる2回戦総当たりとする。
2. リーグ戦の試合はすべて90分ゲームとし、延長戦及びPK戦は行わない。
ハーフタイムのインターバルは15分間とする。
注) ハーフタイムとは、前半終了から後半開始までの時間をいう。
3. 選手の交代は、試合前にあらかじめ登録された7名中5名までとする。
4. ベンチに入ることができる人数は、交代選手7名、役員6名の計13名までとする。役員については、事前に登録されている者に限る。
5. テクニカルエリアを設置する。
6. キックオフ時刻に遅れたチームは理由の如何を問わず0-3の敗戦扱いとする。
7. 天候不良、その他の理由により試合が開始できない、または試合が中断された場合は30分を限度に待機し、試合の開始・再開または中止を主審が決定する。
主審が試合を中断した場合は、マッチコミッショナーおよびホームチーム運営責任者は試合を再開できるよう最善の努力をする。
中断から30分を過ぎて開始または再開できない場合は当該試合は中止とするが、中断が後半開始までの場合は再試合、後半が開始されていれば試合成立とする。
ただし、主審が到着する前にやむ得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよびホームチーム運営責任者が協議のうえ決定する。
8. 試合成立・不成立の最終承認者はその試合を担当したマッチコミッショナーとする。
9. 順位は下記の順序によって決める。
 - ① 勝ち点 (勝3、分1、負0)
 - ② 得失点差 (総得点-総失点)
 - ③ 総得点
 - ④ 当事チームの勝負
 - ⑤ 勝率 (総勝数÷総試合)
 - ⑥ リーグ順位は共有とし、順位付けが必要な場合は再試合を行う。
10. 選手の用具
 - 1) 本リーグに事前に登録した正・副2組のユニフォーム(シャツ、ショーツ、及びソックス)を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
 - 2) 正・副の2色については明確に異なる色とする。
 - 3) 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断した時は、両チームの立会のもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
 - 4) 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、シ

ョーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組合せを決定することができる。

11. リーグ登録

- 1) チーム及び選手の資格は規約第 6 条の定めのほか、選手の他チームとの二重登録は認めない。
- 2) チームの登録選手数は、40 名を上限とする。
- 3) 登録選手には固有の背番号を付し、シーズン中の変更は認めない。
- 4) 大学他、同一運営母体のチームが同じカテゴリーに所属することを認める。

この場合の関係するチームの対戦はリーグ順位に極力影響の少ないリーグ初めに行うよう配慮する。

12. リーグ戦開始前に選手は（公財）日本サッカー協会に選手登録を行い、（公財）日本サッカー協会の承認を受けていること。

試合チームは、マッチコーディネーションミーティング時に、（公財）日本サッカー協会 WEB 登録システム KICKOFF から出力された選手証・登録一覧（写真が登録されたもの）を印刷したものを持参すること。

事務局が発行した、当節のチーム登録票で代替えることも可能とする。

13. 1) 選手の移籍に関しては、（公財）日本サッカー協会「移籍規程」に準ずる。

2) 10 項 2) の大学他、同一運営母体のチーム間のシーズン中の移籍は認めない。

14. 役員、選手の追加登録及び抹消を希望するときは、所定の様式で事務局へ提出する。追加登録選手の試合出場資格は、事務局の受け付け承認日から 1 週間後とし、8 月末日をもって追加登録を締め切りとする。なお、追加選手の出場については、事務局の承認を受けても、（公財）日本サッカー協会の承認が完了していない選手はリーグ戦に出場することはできない。

15. 本規約に違反したり、主審の意に反して試合を放棄した場合は没収試合とし、そのチームを除籍とする。又そのチームに係わる対戦成績を全て白紙とする。

16. リーグ途中事故によりリーグ参加できないチームが発生した場合は、対戦成績を白紙とし、欠のままその年度は続行する。

17. 1) 退場を命じられた者（監督・選手・役員含）または警告の累積が 3 となった者は次の 1 試合出場できない（ベンチ入りもできない）。また、退場者の処分は規律委員会において協議し、これを裁定する。

2) 退場による出場停止処分の消化は同一大会で消化するものとする。なお、大会終了によって残存した出場停止処分については順次、次の公式戦に適用される。

3) 本大会において、他大会等の出場停止処分を当リーグで消化する場合は、処分者本人及びその所属先チームが処分の内容を文書にて事務局に報告する。

また、その他の規定については（公財）日本サッカー協会の懲罰規定に準ずる。

18. 新型コロナウイルス感染対応

- 1) リーグ開催は「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」に基づくこととし、東海地域に緊急事態宣言が発出されていないこと、地域間の移動制限要請や施設（グラウンド）に使用制限がないこと、東海F Aから「延期」「中止」の通達が出ていないことを条件とする。
- 2) H & A2 回戦のリーグ戦開催が出来なかった場合、H & A1 回戦への変更は6月上旬、トーナメント大会への代替は7月上旬の新型コロナウイルス感染状況によって、参加チームの意見を参考にリーグ役員にて別途協議し決定する。
- 3) 試合運営については、「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」、「TSL 関係者向け試合運営ガイドライン補足」に従って対応すること。
- 4) 上項「1）」に従って、リーグ戦の実施が可能であっても、チームの都合により参加を辞退するチームは予定された日程の試合を「0-3」の負けとして、降格の対象とする。
- 5) リーグ戦期間中に於いて、感染者が発生した場合の処置は下記のとおりとする。
 - ①感染を確認したチームは速やかに事務局に報告すること。
 - ②日程前、チーム内に感染者が発生し、当該チームが試合を行える選手を確保出来ず試合が行えない場合、当該試合は延期として、別日程での開催とするが、1部は10月10日、2部は11月末日までに消化できない場合、当該試合は中止とし、両チームに勝ち点「1」を与える。
 - ③延期した試合の開催については、当該チームはもとより、対戦チームの協力や場合によっては、リーグ内で会場の提供など協力も必要となるので、事務局を通して情報共有を図る。当該チームは対戦チームとの折衝経過を都度、事務局に報告する。
 - ④感染者が発生したチームが試合を行える状況となったことにも拘らず、当該チームとの対戦を拒んだチームは0-3の負けとする。
 - ⑤開催されなかった試合は「見なし試合」と判定し、試合を行った事として、結果に反映する。

注) 試合を行える選手（試合エントリー予定選手）とは「PCR検査で陽性反応があった」、「濃厚接触者と指定された」、「自主的に参加を見合わせる対象者」を除いて確保できる選手を指す。

19. リーグ戦成立条件

- 1) リーグ戦は全試合数の消化率50%（1部28試合、2部36試合）以上、且つ各チームの消化率50%（1部7試合、2部8試合）以上でリーグ戦を成立とする。
- 2) 順位は、最小消化試合数のチームの試合数で統一し、消化日の古い試合を対象として決定する。

- 3) リーグ戦が成立しない場合、「全国地域SCL2021」への出場チームはその時点の1部最上位チームとする。トーナメント大会に変更された場合はトーナメント大会1部優勝チームとする。その他のチーム順位付けも同様の解釈とする。
20. 自動入替と入替戦（本条項は2021年度のみ適用する）
- 1) リーグ戦が成立した場合、トーナメント大会による順位が決定した場合、当リーグ1部の下位2チームと、2部の上位2チームは自動入れ替えとし、入れ替え戦は行わない。
 - 2) リーグ戦が100%開催された場合、当リーグ2部の下位3チームは自動的に当リーグから降格し、東海社会人トーナメント大会のA・B各ブロックの優勝チームは当リーグへ昇格とする。
 - 3) リーグ戦が成立しても、リーグ戦の消化が新型コロナウイルス感染拡大の影響により100%に満たない場合、当リーグ2部の9位チームは自動的に当リーグから降格し、8位チームは東海社会人トーナメント大会1位チームと7位チームは東海社会人トーナメント大会2位チームとの入れ替え戦を実施する。尚、東海社会人トーナメント大会の順位は2チームによる抽選にて決定する。
 - 4) 上部リーグへ昇格またはチーム事情により、リーグを脱退し、リーグに欠損が生じた場合
 - イ. 当リーグ1部のチーム数が8チームになるように、2部の上位から繰り上げ自動昇格とする。（1部から2部へ降格するチームを含む）
 - ロ. リーグ戦が100%開催された場合、当リーグ2部の8位、9位チームは、自動的に県リーグへ降格し、7位チームは残留するものとする。
 - ハ. リーグ戦が成立しても、リーグ戦の消化が新型コロナウイルス感染拡大の影響により100%に満たない場合、当リーグ2部の9位チームは、東海社会人トーナメント大会1位チームと8位チームは、東海社会人トーナメント大会2位チームとの入れ替え戦を実施する。尚、東海社会人トーナメント大会の順位は2チームによる抽選にて決定する。
 - ニ. 東海社会人トーナメント大会要項に従い、Aブロックの優勝チームを1位、Bブロックの優勝チームを2位とし、本項により残留することになったチームを上位に位置づける。
 - ホ. 入替戦を実施した場合、TSL上位との対戦勝者を1位、TSL下位との対戦勝者を2位とし、本項により残留することになったチームを上位に位置付ける。
 - ヘ. リーグ戦が不成立となり、トーナメント大会が開催できない場合、各県リーグからの昇格は行わない。
- 5) 上部リーグより降格チームがあった場合
- イ. 上部リーグより降格したチームをそのまま当リーグ1部に加入させる。
 - ロ. 当リーグ1部は、10チームを上限にチーム数を増やすこととする。

但し、翌年度は8チームに戻すべく、該当する下位チームを当リーグ2部に降格させる。

ハ. 当リーグ2部は、本項により1部から降格チームがあった場合、10チームを上限にチーム数を増やすこととする。

但し、翌年度は8チームに戻すべく、該当する下位チームを各県リーグに降格させる。

6) 入れ替え戦の会場、要項等については別途東海社会人連盟・東海社会人サッカーリーグ役員にて決定する。

21. 天変地異その他不可抗力により欠場する場合は、運営委員会に於いて協議し、処理する。

22. 全国地域サッカーチャンピオンズリーグ1次ラウンドへの出場12チームは、以下の選出方法により出場資格が与えられる。

1) 9地域サッカーリーグより各1チーム(当1部リーグ1位チーム)に出場権が与えられる。原則、出場権を得たチームは棄権できない。

2) 9地域サッカーリーグの3位以内のチームの中で、全国社会人サッカー選手権ベスト4以上の上位3チームで、JFLへ入会を希望するチーム。

3) Jリーグ百年構想クラブで、所属する地域サッカーリーグ2位チーム。該当するチームが複数ある場合は承認日の早い順とする。ただし、本権利での出場は1回を限度とする。

4) 9地域サッカーリーグのJFLの入会を希望する2位チームの順番で決定する。(関東・関西・九州・東海・北海道・中国・北信越・東北・四国)
2021年度は(東海・北海道・中国)の順で決定する。

23. 運営委員会で決定できない事項については(一社)東海サッカー協会にその裁定を仰ぎ、その決定に従う。

24. リーグ運営に関しての提言・質問等は、文書を運営事務局へ提出し、運営委員長の回答を得ることが出来る。

また、試合中及び試合後に、審判員の判定への異議を示すことは認められないが、もし判定に関して重大な質問がある場合は、試合終了後3日以内(必着)に文書を事務局へ提出し、運営委員長を通じて審判委員会の回答を得ることが出来る。

ただし、プレーに関する事実についての主審の決定は最終であり、変更されることはできない。(競技規則第5条)

注)・文書はチーム代表者名で、宛先は運営委員長とすること。

・文書の末尾に文責者のサインと、住所、連絡先電話番号などを記載すること。

・運営委員長は必要に応じて参考となる映像媒体等を要求することができる。

25. 当リーグに事務局を設ける。ホーム運営委員は、試合終了後に公式記録を速やかに事務局に報告すること。報告については、メール等で行うこと。